平成２２年（フ）第１３６５１号
埼玉県鳩ケ谷市本町３丁目２－９－102
債務者　高桑かおり
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６５８号
東京都葛飾区青戸８丁目２－16－301
債務者　小林　智美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６６４号
東京都新宿区新宿５丁目２－１－601
債務者　森崎由美子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６７０号
東京都あきる野市引田339－４鈴木方
債務者　山口　大士
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６８３号
千葉県柏市松葉町２丁目５－３－105
債務者　相内　順介
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６８９号
神奈川県川崎市宮前区菅生ケ丘37－６
債務者　渡邊美英子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６９３号
埼玉県さいたま市北区東大成町１丁目624－４－203
債務者　寺岡　　愛
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８号
釧路市川北町３番17号
債務者　宮脇　　聡
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後３時45分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第５２５号
川崎市川崎区池田１丁目２番５号　セイントパレス鶴見市場401
債務者　五味　　威
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
熊本県八代市建馬町２番18号202
債務者　米村　　理
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１０４号
熊本県八代市日置町701番地１
債務者　船江　和平
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２８号
大分県豊後大野市清川町六種127番地
債務者　日小田美智恵
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第７１号
秋田県大仙市大曲金谷町19番18号
債務者　木村　和一
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午後４時
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第１３４８５号
東京都大田区池上１丁目27－14－205
債務者　久多良木満
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３４８６号
千葉県市川市下貝塚１丁目７－24－Ⅱ－302
債務者　渡邊　里佳（旧姓西）
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５４８号
東京都足立区加賀１丁目21－９－204
債務者　碓井　章夫
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部